さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事　山田　和則
仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
仙台高等裁判所秋田支部部長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　伊藤　敏孝
さいたま家庭裁判所判事に補する
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上九月十六日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 26 年９月 22 日

京都労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間773円」を「１時間789円」に改める。

公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成26年８月28日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　山本　了一　一級建築士　第100641号
3　処分の内容　平成27年１月１日から業務停止６月
4　処分の原因となった事実　有限会社山本了一建築事務所（愛知県知事登録（い―18）第5847号、平成23年10月16日付け抹消）（以下「建築士事務所」という。）の開設者として、建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反し、更新登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、愛知県内の建築物（３物件（建築確認：平成24年９月（２物件）、同年11月））について、建築確認申請の代理、設計及び工事監理を業として行った。

また、建築士事務所の開設者として、建築士事務所の所在地を変更したにもかかわらず、建築士法第23条の５第１項の規定に違反し、その旨を愛知県知事に届け出なかった。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第23条の６の規定に違反し、設計等の業務に関する報告書を愛知県知事に提出しなかった。

また、上記の３物件について、一級建築士として、建築士法第24条の６の規定により定められた事項を記載した書類を建築士事務所に備え置くことを怠った。

また、上記の３物件について、一級建築士として、建築士法第24条の７第１項の規定により定められた事項について記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

さらに、上記の３物件について、一級建築士として、建築士法第24条の８第１項の規定により定められた書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成26年８月28日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小野　秀一　一級建築士　第103048号
3　処分の内容　平成27年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成23年12月））について、株式会社木下工務店東京一級建築士事務所（東京都知事登録第47342号、平成24年９月30日廃業）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第１項の規定に違反する設計（建築物の敷地は道路に２m以上接しなければならないが、本件建築物の敷地は共有通路部分を含んでいることから建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第１号による「一団の土地」と言えず、その結果、共有通路部分を除いた敷地だけでは道路に接していない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成26年８月28日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　奥井　義信　一級建築士　第84577号
3　処分の内容　平成27年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　奈良県内の建築物（１物件（建築確認：平成24年12月））について、株式会社建匠設計事務所（大阪府知事登録㈡第13148号、平成21年７月10日付け抹消）の開設者として、同事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て構造設計を業として行った。

また、同物件について、一級建築士として、建築士法第24条の４第１項の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存並びに同条第２項の規定により定められた業務に関する図書の保存を行わなかった。

さらに、同物件について、一級建築士として、建築士法第24条の８第１項の規定により定められた書面の構造設計業務委託者に対する交付を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成26年８月28日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　横尾　武史　一級建築士　第84601号
3　処分の内容　平成27年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（１物件）について、株式会社大長工務店の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第14項の規定に違反し、同法第６条第１項又は第６条の２第１項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成26年８月28日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大塚　民夫　一級建築士　第131579号
3　処分の内容　平成27年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（３物件（建築確認：平成25年９月））について、一級建築士事務所セントライフ設計室（大阪府知事登録㈡第22761号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏